附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる様式は、報告期限が当該各号に掲げる日以降である報告から適用する。

一　この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）様式第三、様式第八、様式第八の二、様式第八の三、様式第十三、様式第十五の二、様式第十五の三、様式第十五の二、様式第十五の四、様式第十五の五、様式第二十三の九、様式第二十三の十及び様式第二十三の十一　平成三十年四月一日

二　新報告規則様式第二十の二及び様式第二十の三　平成三十年七月一日

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に新報告規則第一条第二項第十七号に規定するＬＰＷＡサービスを提供している者は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則様式第四による書類を遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。

○総務省令第十号

地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）の一部の施行に伴い、及び地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十四条の四十九の二十五第一項の規定に基づき、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月十九日

総務大臣　野田　聖子

地方自治法施行規則の一部を改正する省令

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十七条の八　地方自治法施行令第百七十四条の四十九の二十五第一項に規定する総務省令で定める書面は、次に掲げる書面とする。 一　地方自治法第二百五十二条の三十六第四項に規定する包括外部監査対象団体（第三号において「包括外部監査対象団体」という。）と同法第二百五十二条の二十七第二項に規定する包括外部監査契約を締結しようとする相手方（次号において「包括外部監査契約を締結しようとする相手方」という。）の履歴書 二　包括外部監査契約を締結しようとする相手方が地方自治法第二百五十二条の二十八第三項第一号から第六号までのいずれにも該当しない旨の当該包括外部監査契約を締結しようとする相手方の宣誓書 三　その他包括外部監査対象団体の長が必要と認める書面	**第十七条の八**　地方自治法施行令第百七十四条の四十九の二十五第一項に規定する総務省令で定める書面は、次に掲げる書面とする。 一　地方自治法第二百五十二条の三十六第一項に規定する包括外部監査対象団体（第三号において「包括外部監査対象団体」という。）と地方自治法第二百五十二条の二十七第二項に規定する包括外部監査契約を締結しようとする相手方（次号において「包括外部監査契約を締結しようとする相手方」という。）の履歴書 二　包括外部監査契約を締結しようとする相手方が地方自治法第二百五十二条の二十八第三項第一号から第六号までのいずれにも該当しない旨の当該包括外部監査契約を締結しようとする相手方の宣誓書 三　その他包括外部監査対象団体の長が必要と認める書面

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○法務省令第四号

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十七条第一項（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十一条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づき、更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月十九日

法務大臣　上川　陽子

更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令

更生保護委託費支弁基準（平成二十年法務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。